

○大郷町条件付一般競争入札要綱

(平成13年4月27日告示第24号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大郷町建設工事執行規則（昭和47年大郷町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本町が工事請負契約の締結に当たって実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「条件付一般競争入札」とは、本町が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札の方式をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の対象工事は、設計金額が50,000,000円以上の工事とし、次条に規定する大郷町入札参加条件設定委員会において検討し決定した工事とする。ただし、自治令第167条及び第167条の2に規定する場合並びに特に必要がある場合は、この限りでない。

(入札参加条件の設定)

第4条 町長は、条件付一般競争入札に係る条件を設定するため、大郷町入札参加条件設定委員会（以下「条件設定委員会」という。）を設置する。

2 事業執行課長は、入札参加資格条件の資料として、設定条件内申書（様式1）を、企画財政課長を経由し、入札参加条件設定委員会委員長に提出するものとする。

3 条件設定委員会の組織及び運営方法については、別に定める。

(入札参加資格条件)

第5条 入札参加資格は、本町が規則に基づき入札参加資格を承認した日を基準とし、次の各号を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する業種について、本町の競争入札参加資格承認をされている者であること。
- (2) 大郷町の指名停止期間中にないこと。
- (3) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の総合点数が、対象工事ごとに定める基準を満たしている者であること。
- (5) 建設業法第26条第1項、第2項及び第3項に基づく技術者を配置できる者であること。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、対象工事ごとに特に必要と認める要件を満たしている者であること。

(入札の公告)

第6条 町長は、前条の規定により、当該工事に係る入札参加資格を設定したときは、自

治令第167条の6及び規則第6条の規定により、大郷町公告式条例（昭和29年大郷町条例第1号）に基づき公告すると共に、建設業界紙に掲載して公告するものとする。

（入札の参加資格確認申請等）

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、公告において指定する日までに町長に対し、一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）を提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 前項の一般競争入札参加資格確認申請書には、次の各号に掲げるものの中で当該工事の公告において指定するものを添付しなければならない。

- （1） 当該工事が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合は、特定建設業の許可書の写し
- （2） 類似工事の施工実績調書（様式3）
- （3） 配置予定の技術者に関する調書（様式4）
- （4） 事業所に配置する舗装技術者に関する調書（様式8）
- （5） 経営事項審査結果通知書の写し
- （6） 共同企業体による工事の場合は、建設工事共同企業体協定書の写し

（入札参加資格の判定）

第8条 町長は、条件付一般競争入札参加資格を判定するため、大郷町一般競争入札参加資格判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

2 企画財政課長は、設定条件に合致するか確認する資料について整備し提出するものとする。

3 判定委員会の組織及び運営方法については、別に定める。

（入札参加申請者への審査結果の通知等）

第9条 町長は、前条第1項の審査の結果、入札参加資格を有する者については、入札参加資格確認通知書（適格者用）（様式5）により通知するものとする。また、入札参加資格を有しないとされた者については、入札参加資格確認通知書（不適格者用）（様式6）により通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、町長に対し、当該工事に係る入札参加資格の審査において資格を有しないとされた理由を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに回答するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第10条 当該工事に係る入札参加資格を有するとされた者（以下「入札参加資格者」という。）は、公告の日の翌日から入札の日までの間に次の各号に掲げるいずれかの理由に該当することとなったときは、当該工事に係る入札に参加することができないものとする。

- （1） 第5条各項に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。
- （2） 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(入札参加資格の喪失の通知)

第11条 町長は、前条の規定により入札参加資格の喪失の通知をするときは、入札参加資格喪失通知書(様式7)にその理由を付して、当該入札参加資格者に対し、速やかに通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第12条 対象工事の仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、公告の日から入札の日の前まで閲覧に供するものとする。

2 入札参加申請者は、公告の日から入札の日の前まで、設計図書等を複写できるものとする。

3 入札参加者は、設計図書等に対して質問があるときは、指定された期間に、町長に質問書を提出するものとする。

4 町長は、前項の設計図書に対する質問書を受理したときは、速やかに期間を定めて、質問の回答を閲覧に供するものとする。

(入札の執行等)

第13条 入札は、次により執行するものとする。

(1) 正当な理由がなく、所定の時刻までに入札会場に入らなかった者は、失格とする。

(2) 条件付一般競争入札に最低制限価格を設けた場合、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。

(3) 当初の入札において落札者がいないときは、自治令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行い、それでも落札しないときは再々度の入札を行うものとする。

(4) 再々度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、最低入札者と協議して随意契約により契約を締結することができるものとする。この場合、再度及び再々度の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者と契約を締結することができない。

(5) 随意契約において契約が成立しない場合は、積算を見直すとともに改めて入札を実施するものとする。

(6) 入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が、2名以上ある場合は、その者のみで座くじで順位をきめ、その抽選にて落札者を決定するものとする。

(7) 条件付一般競争入札の実施に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札参加資格者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがある場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定できるものとする。

(8) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、大郷町低入札価格取扱要綱(平成13年大郷町告示第27号)に規定するところによる。

(入札保証金)

第14条 入札保証金は、請負代金額の100分の5以上の金額とする。

(入札保証金の免除)

第15条 入札参加資格者が規則第10条第1項に該当するときは、入札保証金を免除することができる。

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに条件付一般競争入札参加心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加資格を有すると確認された者であっても、入札時点において第5条各号に規定する入札参加条件に該当しなくなった者のした入札

(契約保証金)

第17条 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上の金額とする。

(契約保証金の免除)

第18条 原則として金銭保証とし、請求代金額の10分の1以上の額の契約保証金を求めることとするが、落札者が規則第23条第1項に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(経費の負担)

第19条 入札参加申請者が参加に要した積算費用等については、適格者、不適格者とも参加者の負担とする。

(異議の申立)

第20条 入札をした者は、入札後この要綱、仕様書、図面等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(秘密の保持)

第21条 入札参加申請者から提出された資格確認申請資料は、当該申請者に返還しない。又、その内容を公表しないものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

改正文

平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する